

1

（配点：80点）

Aは、別荘を建てるために、山間部の傾斜地である甲土地を購入し、登記を備えた。Aが別荘を建てる準備をしていたところ、台風が襲来したことにより、甲土地の隣地であるB所有乙土地の一部が崩れ、甲土地にその土砂が流れ込んだ。なお、乙土地も傾斜地であり、甲土地より高所にある。

以下の(1)～(3)に答えなさい。なお、各問は独立した問題である。

(1) Bは乙土地に建物を建築するために、C工務店に依頼し、土地を掘り下げ、その土砂を甲土地と隣接する一面に積み上げていた。台風の襲来により、甲土地に流入したのは、この積み上げられていた土砂であった。AはBに対して、土砂の撤去とさらなる土砂流入を防ぐための工事を請求できるか、論じなさい。

(2) 乙土地の一部が崩れた原因は、100年に1度といわれる台風が襲来したことによるものであった。ただ、台風が来る前から、Aは乙土地で土砂崩れが起きる可能性があるのではないかとBに指摘していたところ、Bは今までにそのようなことはなく、心配をし始めるとキリがないとAに答えていた。AはBに対して、土砂の撤去とさらなる土砂流入を防ぐための工事を請求できるか、論じなさい。

(3) 乙土地には丙自動車が駐車してあった。Aは以前からBに対して、傾斜地である乙土地に丙自動車を駐車しておくことは危険であり、早く撤去してほしいと伝えていた。これに対して、Bは、丙自動車はすでにDに売却しており、Dの所有物であるので、Dが取りに来るまで待つてほしいとAに伝えていた。なお、丙自動車の登録名義は、Bの前主Eとなっている。台風襲来による土砂崩れとともに丙自動車が甲土地に入ってきたとき、Aは誰に対して丙自動車の撤去を請求できるか、論じなさい。

2

(配点 : 80点)

以下の事実につき、X及びYの刑法上の罪責について論じなさい。

1. Xは、以前より仕事上のトラブルを理由としてAに対し恨みを抱いていたことから、Aに復讐を果たすべく、Aを毒殺することを決意するに至った。そして、そのための毒物を調達する方法を考えていたところ、Bの経営する工場において、砒素を含有する防虫剤を使用していることを思い出し、Bが仕事で外出している間に、これを不正な手段で入手することとし、平素よりXが使い走りとしているYに、「車でBの工場まで乗せてもらった上で、表通りに車を止めて待機してもらいたい。そこで手に入れるべき物があるので、戻ってきたら直ちに逃げ出せるようにしてほしい」と告げた。これを聞いたYは、XがBの工場において、何かわからないが手に入れたい物をBないし従業員の隙を見て入手し、そのまま逃走する計画だとして理解し、Xの依頼に応じる旨答えた。
2. Xは、Yの運転する乗用車に同乗し、Bの工場付近の表通りでYを待たせながら、50メートルほど入ったところにあるBの工場を訪れ、工場内において従業員であるCに対し、Bが外出中であることを確認した上で、「自分はBの知り合いで、関連する事業を営んでいるDのもとで勤務している。防虫用の砒素を入手できないかと相談したところ、こちらで余裕があるとのことだったので、譲り受けることになった。代金はその場で支払う」と告げた。Cは、以前にDより同様の形で原材料の融通を依頼されたことがあったことから、Xの言葉を信じ、Xに対し、防虫剤の入った瓶を提示して、砒素を含む成分についての記載がなされたラベルを見せた。Xはこれを手に取り、「表通りで車内にDを待たせているので、現物を見せたいうえで確認の上、代金をもってくる」と告げた。Cがこれを了承したことから、Xは上記瓶を持って表通りに出ると、直ちにYの待機する上記乗用車に乗ってYともどもそのまま走り去った。
3. その上でXは、Aを毒殺する機会をうかがっていたところ、たまたまAが会食に参加するとの情報を聞きつけたことから、Xもこれに参加することとした。会食当日、Xは、5人分の致死量相当分を小型容器に取り分けて持参し、Aの座席前に置かれているウイスキーの入ったグラスにこれをひそかに混入した。十数分後、Aは体調に異変を覚え、近くにいた者が救急車を呼び、Aは救急車で病院に搬送され救命措置を受けたところ、Aは全治1週間の中毒症状を生ずるに至ったものの、死亡するには至らなかった。病院からの通報を受けた警察の鑑識結果によれば、使用された毒物は砒素とは別の物質で、混入された量は致死量の4分の1程度であることが判明した。
4. その数日後、警察による捜査の結果、Xが上記毒物を混入したものと判明し、Xは逮捕されるとともに、Xの自宅から上記防虫剤の瓶が発見され、当該瓶の在中物は上記犯行に用いられた物質と一致することが判明した。Xの供述に基づき、Bの工場が入手先だと判明したことから、警察からBに対し事情聴取を行ったところ、Bにおいては、砒素の入った防虫剤に代えてより危険性の少ない別剤を今後は使用すべく、Xが本件防虫剤を入手する2日前に、その中身を出して廃棄し容器を洗浄後、本件防虫剤をそのまま入れ替えていた、ということが判明した。

1

（配点：80点）

Xは、世界中の紛争地域取材してきたジャーナリストである。Xはこれまで、紛争の激しいA地域に2回渡航し、安全に十分に配慮しつつ取材を行った。XのA地域での取材の成果である動画は世界中に報道され、中でも、命の危険に日々さらされている子どもたちの悲惨な状況は世界中の人々に大きな衝撃を与え、国際政治をも動かすことになった。Xは、このA地域での取材が高く評価され、ジャーナリストに与えられる世界的な賞を受賞し、国際的に有名になった。

その後、A地域における紛争は、その解決に向けた国際的な働きかけにもかかわらず、一向に収まらず、最近ではさらに激化していることが、海外の報道により伝えられた。そこでXは、ジャーナリストとしての使命感に駆られ、取材のために再びA地域に渡航しようと計画し、それに要する準備も整えることができた。

Xの渡航計画を報道で知った外務省は、関係者を通じてXに連絡をとり、外交筋から得られた情報によると、A地域での紛争激化により海外のジャーナリストの多くが死傷したり、行方不明になったりしている旨を伝え、A地域への渡航中止をXに要請した。しかし、この要請にXは応じようとしなかった。

そこで、外務省はXに対し、旅券法19条1項4号にもとづき、旅券（パスポート）の返納命令を発出したため、Xは返納を余儀なくされた。

上記処分を不服とするXは、処分の取消しを求めて、訴訟を提起した。

### 【設問】

上記事案に含まれる憲法上の問題について論じなさい。なお、その際には、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること。また、手続の問題について言及する必要はない。

#### <参照条文> 旅券法

19条1項 外務大臣又は領事官は、次に掲げる場合において、旅券を返納させる必要があると認めるときは、旅券の名義人に対して、期限を付けて、旅券の返納を命ずることができる。

（略）

4号 旅券の名義人の生命、身体又は財産の保護のために渡航を中止させる必要があると認められる場合

1

（配点：40点）

甲株式会社は、Aらが約20年前に創業した会社であり、普通株式10万株を発行する、監査役設置の公開会社である。取締役は3名で、代表取締役がA、他の取締役B、Cには代表権はない。監査役はDである。甲社は主な事業の業績が低迷しており、同業である大手の乙株式会社の傘下に入って経営を再建することが検討されていた。代表取締役Aは甲社の生き残るすべは乙社との提携しかないと考えて乙社と交渉し、甲社株式10万5千株を1株300円で乙社に引き受けてもらうことで甲乙間の交渉がまとまった。

この頃甲社の1株の価値はおおむね1株600円程度であったため、甲社は臨時株主総会を招集し、乙社との合意にしたがって募集株式の発行にかかる議案を提案した（招集手続きは適法なものであった）。

甲社の臨時株主総会の質疑において、創業時から長年にわたり甲社株式の約5%を保有してきた株主Pが質問に立ち「なぜ1株300円で発行するのか。時価で発行しない理由を説明して欲しい」旨を述べた。これに対してAは、「甲社の経営を立て直すには乙社との提携以外の道はないので理解して欲しい」とだけ述べた。Pは再度300円で発行する理由を尋ねたが、Aは繰り返しの質問であり回答の必要はない旨を述べるだけであった。

採決の結果、会社提案は出席議決権の2/3を超える賛成を得て可決された（以下、本件発行決議という）。

〔問1〕本件発行決議に瑕疵があるか否か、あるとすればどのような瑕疵であるか、説明しなさい。

〔問2〕本件発行決議に基づく募集株式発行（以下、本件発行）を阻止する、あるいはその効力を覆す手段としてPがとりうるものを、①本件発行の効力発生日前、②本件発行の効力発生日後にわけて検討しなさい。ただし仮処分については検討しなくてよい。なお、本件発行決議後に行われる株式発行の手続きには瑕疵がないものと考えてよい。

1

(配点 : 40点)

問 以下の問題文を読んで、〔設問〕に答えなさい。

XはYに対して200万円の貸金返還請求権(「本件債権」)を有するとして、その支払を求める訴えを提起した。第1回口頭弁論期日において、Xは訴状に記載した請求原因事実を陳述すると述べたのに対して、Yは、①「たしかにXから200万円を受け取ったが、これは借りたのではなく、もらったものである。」と述べた。

その後、争点整理手続が進行中、Yは次の主張を追加した。「仮に私がXから200万円を借り受けたとしても、すでにXの本件債権は次のような経過で消滅している。Xと私にとって共通の友人であるAがXに対して甲土地を代金1000万円で売却したところ、Xは代金として800万円を支払い、残額については、本件債権をAに200万円で売却しその代金債権と甲土地の残額債務を相殺して決済した。この債権売買について、私は債務者として、AからXへの債権譲渡を承諾したのであるから間違いない。したがって、Xはすでに本件債権の債権者ではなく、請求は棄却されるべきである。」これに対して、Xは、②「AがXに甲土地を売却したことは認める」と述べ、他の点は不知と述べた。

〔設問1〕

下線部①の陳述の手続法上の意味を述べなさい。

〔設問2〕

下線部②の陳述後、XがYの同意なくこの陳述を撤回することができるかについて論じなさい。

以上

1

(配点 : 40点)

以下の〔事例〕を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

〔事例〕

- 1 暴力団M組の幹部であるXは、< A及びBと共謀の上、…… (省略) …… BがVの背後から木製バットで多数回殴打し、よって、Vに加療2ヶ月を要する前腕部骨折、胸骨骨折等の傷害を負わせた > という傷害の罪で起訴された。Xの被告事件の審理は、いずれもM組の組員であるAおよびBの事件と分離してなされている。なお、Xの被告事件は公判前整理手続に付されていない。
- 2 Xは、「まったく身に覚えがない」などと述べて、公訴事実を全面的に否認している。事件の被害者であってM組の組員であるVは、事件の当時において、M組から脱退するという意思を表明していた。また、捜査機関にとって事件を解明するうえでの重要な人物と位置づけられているWは、事件の当時においてM組の組員であった。
- 3 検察官は、「被告人とA及びBとの順次共謀の成立過程」という立証趣旨を示して、Wに対する証人尋問を請求した。裁判所は、Wを証人として採用した。証人として出廷したWは、以下の証言をおこなった。
  - ① 「事件の前日に、XがAを呼び寄せて相談していました。その時のXは、Aの話に黙ってひととおり聞いたのちに、『Vを痛い目に遭わせないといけないな。』とっていました。」
  - ② 「事件の当日に、私は、Xに呼び寄せられたAが『Xさんの意向をBに話して、今日のうちにVの処置にとりかかるようにBに指示しました。』と話しているのを聞きました。」
- 4 以上のそれぞれの証言に対しては、Xの弁護人から、いずれも即座に、「異議あり。伝聞証拠である。」という申立てがなされた。なお、Aは、すでに証人として採用されていて、Wに引き続いて証人尋問を受けるために、裁判所の構内で待機している。

【設問】

証言①および証言②のそれぞれの証拠能力について、立証趣旨をふまえて論じなさい。

以上